

広島県告示第四百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年九月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三次市吉舎町桧及び同市吉舎町吉舎川之内地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示の区域	区域の表示及び法
桧（三六二七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	桧（三六二七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桧（三六二七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	桧（三六二七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桧（二二八四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	桧（二二八四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桧（二二八四六一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	桧（二二八四六一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桧（二二八二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	桧（二二八二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桧（二二八二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	桧（二二八二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桧（二二八二二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	桧（二二八二二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桧（三六二三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	桧（三六二三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芋ヶ畑（二二八四五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	芋ヶ畑（二二八四五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芋ヶ畑（二二八四五―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	芋ヶ畑（二二八四五―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり





大平山（二 四六）	土石流	次の図のとおり	大平山（二 四六）	土石流	次の図のとおり
森ノ下（二 四六隣 a）	土石流	次の図のとおり	森ノ下（二 四六隣 a）	土石流	次の図のとおり
川之内（九 〇〇九 a）	土石流	次の図のとおり	川之内（九 〇〇九 a）	土石流	次の図のとおり
川之内（九 〇〇九 b）	土石流	次の図のとおり	川之内（九 〇〇九 b）	土石流	次の図のとおり
川之内（九 〇〇九 c）	土石流	次の図のとおり	川之内（九 〇〇九 c）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。